

要綱の主な改正点

○認定特定行為業務従事者死亡等届出書（別記様式12）について

従来は、認定特定行為業務従事者が下記のいずれかに該当するに至った場合には、下記に掲げる者は、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者死亡等届出書」（別記様式12）に認定特定行為業務従事者認定証を添付して、その旨を知事に届け出ることとしていたが、この度、国から手続適正化を図るため、「死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合」のみ認定特定行為業務従事者認定証を添付するように取扱う旨の改正の通知があったため、県要綱を改正する。

ア 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者

イ 法附則第4条第3項第1号に該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人

ウ 法附則第4条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人